

## その他

調査・測量・設計業務に係る資格者基準

# 別紙 1

## 調査・測量・設計業務に係る資格者基準

### 1. 調査業務（地質・土質調査以外）

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
<p>[解析調査]</p> <p>ア 学識経験者等で構成される委員会を設けて行う調査</p> <p>イ 治山事業に係る流域全体計画調査及び林道事業に係る全体計画調査</p> <p>ウ 治山事業又は林道事業の計画策定に係る調査（イの調査を除く。）</p> <p>エ 一般調査の成果に基づく資料等の解析及び取りまとめ</p> <p>オ 計画又は設計の策定のために行う空中写真の図化、判読による調査</p> <p>カ 山地災害危険地区等の判別調査</p> <p>キ 特殊な工法、機械等の開発に係る調査</p> <p>ク その他前述した業務と同程度以上の技術的判断を要するもの</p> <p>[一般調査]</p> <p>ア 水質試験</p> <p>イ 植生調査</p> <p>ウ 流量測定等水文調査</p> <p>エ その他前述した業務と同程度のもの</p>	<p>管理技術者</p> <p>照査技術者</p>	<p>管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は、（社）日本林業技術協会が行う林業技士（業務に該当する部門）の資格保有者、あるいはRCCM（業務に該当する部門）の資格保有者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>* 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、技術士及びRCCMについては業務に関連する部門の資格所有者をいう。</p> <p>○ 業務に該当する選択科目及び部門とは、</p> <p>① 技術士【総合技術監理部門】（森林土木）</p> <p>② 技術士【森林部門】（森林土木）</p> <p>③ RCCM（森林土木部門）</p> <p>④ 林業技士（森林土木）</p> <p>をいう。</p> <p>○ 業務に関連する部門とは、</p> <p>① 技術士【総合技術監理部門】（河川、砂防及び海岸・海洋）、（道路）、（農業土木）</p> <p>② 技術士【建設部門】（河川、砂防及び海岸・海洋）、（道路）</p> <p>③ 技術士【農業部門】（農業土木）</p> <p>④ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）</p> <p>⑤ RCCM（道路部門）</p> <p>⑥ RCCM（農業土木部門）</p> <p>をいう。</p>

2. 調査業務（地質・土質調査）

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
<p>[解析調査]            ア 学識経験者等で構成される委員会を設けて行う調査            イ 一般調査の成果に基づく資料等の解析及び取りまとめ            ウ その他前述した業務と同程度以上の技術的判断を要するもの</p> <p>[一般調査]            ア 物理探査及びボーリング調査（高度な技術的判断を要する調査、資料の解析、地質断面図作成等を除く。）            イ 土質試験            ウ 地すべり移動量調査            エ その他前述した業務と同程度のもの</p>	<p>業務主任技術者</p>	<p>業務主任技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が次に示す業務内容の場合、地質調査技師又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を業務主任技術者とすることができる。</p> <p>業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存の資料の収集・現地調査               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係文献の収集と検討</li> <li>(2) 調査地周辺の現地調査</li> </ol> </li> <li>2 資料整理とりまとめ               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種計測結果の評価及び考察</li> <li>(2) 異常データのチェック</li> <li>(3) 試料の観察</li> <li>(4) ボーリング柱状図の作成</li> </ol> </li> <li>3 断面図等の作成               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地層及び土性の工学的判定</li> <li>(2) 土質又は地質断面図等の作成。</li> </ol> </li> </ol> <p>○ 業務に該当する選択科目及び部門とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 技術士【総合技術管理部門】（土質及び基礎）</li> <li>② 技術士【建設部門】（土質及び基礎）</li> <li>③ 技術士【応用理学部門】（地質）</li> <li>④ RCCM（地質部門）</li> <li>⑤ RCCM（土質及び基礎）</li> <li>⑥ 地質調査技士</li> </ol> <p style="text-align: right;">をいう。</p>

3. 測量業務

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
<p>ア 起点、終点、通過点、構造物の位置、高さ及び規模を発注者が指示して行う測量並びに、これらの成果に基づく図化。            イ その他前述した業務と同程度のもの</p>	<p>業務主任技術者</p>	<p>測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>

4. 設計業務

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
<p>ア 治山及び林道施設等の設計 イ 設計に基づく積算資料の作成 ウ その他前述したア及びイに掲げる業務と同程度以上のもの</p>	<p>管理技術者</p>	<p>管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は、（社）日本林業技術協会が行う林業技士（業務に該当する部門）の資格保有者、あるいはRCCM（業務に該当する部門）の資格保有者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>*「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、技術士及びRCCMについては業務に関連する部門の資格所有者をいう。</p> <p>○ 業務に該当する選択科目及び部門とは、</p> <p>① 技術士【総合技術監理部門】（森林土木） ② 技術士【森林部門】（森林土木） ③ RCCM（森林土木部門） ④ 林業技士（森林土木） をいう。</p> <p>○ 業務に関連する部門とは、</p> <p>① 技術士【総合技術監理部門】（河川、砂防及び海岸・海洋）、（道路）、（農業土木） ② 技術士【建設部門】（河川、砂防及び海岸・海洋）、（道路） ③ 技術士【農業部門】（農業土木） ④ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門） ⑤ RCCM（道路部門） ⑥ RCCM（農業土木部門） をいう。</p>
	<p>照査技術者</p>	